

平成25年 12月 定例会(第4回)
—12月18日 - 委員長報告、質疑、討論、採決 - 08号

○金井直樹議長 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 大野保司議員、登壇して発言願います。

(5番 大野保司議員登壇)

◆5番(大野保司議員) 議長のお許しを得ましたので、第113号議案 仮称越谷市役所第三庁舎建設工事(建築)請負契約の締結について、反対の立場から討論いたします。

本件、仮称越谷市役所第三庁舎建設につきましては、昨年9月定例会に中核市移行に必要な事務スペースを確保するため、緊急性、すなわち執行機関が急施の必要性があるとして突如基本設計料が提案されたものですが、市長が平成27年4月の移行を目指す中核市事務について必要な事務所面積はわずか90平方メートル、これまでの事務スペースの狭隘化で700平方メートル、合わせて790平方メートルしか必要性が説明できないにもかかわらず、4,770.71平方メートルの庁舎を建設しようとするものであり、結果として今回の庁舎平面図では5階建てのうちおおむね5分の2に当たる4階、5階が会議室です。これまでの説明からは、取り壊した別棟で十分間に合う面積であり、これまでの執行機関の説明から、矛盾した異様な建物というほかありません。

また、その建設手続についても、仮称越谷市役所第三庁舎は、職員の事務スペースが中心とのことから、市民の意見を聞くことはなく建設されたものです。一方、耐震性の観点から、多くの市民が建てかえの必要性を認める本庁舎については、市民を加えた審議会を設置し、現在審議しているとのことですが、そもそも市役所の建物に職員用などあるはずもなく、第三庁舎を審議の対象にしないというのは行政手続に瑕疵がある等の疑いがあり、手続面から、違法とは言いませんが、まことに不当なものと言わざるを得ません。その点、先日の質疑では、市長も職員用の庁舎などないとの認識でしたが、それならば第三庁舎も審議に付議すべきであり、昨年9月定例会と説明が矛盾しており、本庁舎との手続を区別する理由がないことを市長みずから認めたこととなります。

さらに、この市庁舎は、昭和22年のカスリーン台風に伴う利根川堤防決壊による洪水対策として、瓦曽根の関を元荒川の水と利根川の水とを分け、珍しい中土手を築いたものであり、その不要部分を埋め立てて建設したのが現在の市役所であり、「水郷こしがや」のシンボルとして越谷市民にこよなく愛されております。その市役所が建てかえに当たって、第三庁舎であっても、効率性の面からのみ建設されてよいわけではな

く、水郷越谷市のシンボルとして周辺の景観にも十分配慮した建物として建設されるべきだと考えます。結局のところ、この仮称市役所第三庁舎という建物は、市長が出身の職員組合に最大限に配慮したものと推察いたしますが、さきの市長選で市民派を名乗る市長も、随分無理をしたものだと、内心同情を禁じ得ないところです。しかしながら、最大の問題は、このようなむちゃな説明しかできない建物に関する議案が可決されてしまうことにあります。この第三庁舎問題については、決まったものに従わない議員がいるとの風聞を聞いたことがございますが、基本設計も、実施設計も、契約案件も、同じ対象を扱ってはいますが、別の議案であり、それぞれに慎重審議の結果、その判断を変更する余地を残しており、重要案件に対する慎重審議を保障する議会制民主主義の手段となっていると私は考えております。越谷の地域振興を第一に考える議員の皆さん、本件、仮称市役所第三庁舎のように、むちゃな形で職員の職場環境の改善に手を貸しているのは、個人の支持者はふえても、市民全体の広範な支持を獲得することは困難ではないでしょうか。

何度も繰り返しますが、第三庁舎については、必要性、手続面から著しく問題があり、景観面からの配慮も欠落しております。これが最後のチャンスであり、私は、大変悲しい気持ちでございますが、いま一度皆様に熟慮をお願いし、本議案に反対していただきますよう伏してお願い申し上げまして、私からの反対討論とさせていただきます。

○金井直樹議長 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 大野保司議員、登壇して発言願います。

〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番（大野保司議員） 議長のお許しを得ましたので、第117号議案 指定管理者の指定について（越谷市立老人福祉センターけやき荘・越谷市立老人福祉センターくすのき荘・越谷市立老人福祉センターゆりのき荘）に反対の立場から討論をいたします。

指定管理者制度は、民間にできることは民間にという考え方のもと、経費節減と住民サービスの向上を目的として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度であり、公の施設の管理運営を広く民間の事業者や団体にも認めるところが画期的な制度であります。

しかしながら、今回の指定の経過を尋ねてみると、応募したのは越谷市社会福祉協議会1法人とのことであり、そもそも市内に条件を満たす団体は1法人しかなかったのではないかと疑念が解消されず、制度本来の趣旨を生かせる状況になっていないことは明らかでございます。

そこで、難しい課題であることは十分承知の上で、次回の指定に向け、例えば3つの老人福祉センターを分割して複数の団体に指定管理者となる道を開くとともに、越谷市社会福祉協議会に匹敵する社会福祉法人を育成する、さらにはそれらの法人をきちんと管理するモニタリング制度を確立するなど、指定管理者制度本来の趣旨を実現する土壌を養成すべきと考えます。

私は、誇りを持てる越谷を目指す点では高橋市長と政策が一致しますが、それを市政で行うなら、全国に誇れる越谷モデルを発信することではないかと思えます。私は、高橋市長に行革で全国一になることは求めませんが、福祉は高橋市政の本丸であり、そうであれば、その分野こそ全国から模範にされる効率的な越谷モデル、高橋モデルを打ち出すことを期待したいと思います。つきましては、今後老人福祉センターと指定管理者の問題を検討していただきたいとの期待を込めまして、今回は反対させていただきまので、議員の皆様におかれましても、その趣旨を酌んでご賛同いただきますようお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○金井直樹議長 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 大野保司議員、登壇して発言願います。

〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番(大野保司議員) 議長のお許しを得ましたので、第126号議案 指定管理者の指定について(越谷市民プール)について、反対の立場から討論いたします。

第126号議案については、プールと老人福祉センターが一体の施設であるため、プール事業との管理区分が困難であることなどの理由により一体の管理者を指定したとありますが、現実には指定管理者から別団体へ再委託されている実態があり、十分な説明になっているとは考えがたい面もございます。その他は先ほどの第117号議案と同様の理由により反対いたしますので、ご臨席の議員の皆様におかれましては、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、私からの反対討論とさせていただきます。